

あなたと福祉サービスをつなぐ



にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業



地域共生応援大使
ふっころ

しゃかいふくしほうじん ながのけんしゃかいふくしぎょうぎかい
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

そうだんじぎょうぶ そうぞう
相談事業部 あんしん創造グループ

ながのしなかごしょおかだ
〒380-0936 長野市中御所岡田98-1

TEL. 026-226-2036 FAX. 026-291-5180

はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた せいかつ けんり ようご
判断能力が不十分な方の生活や権利を擁護するための

日常生活自立支援(成年後見支援)

こんな^{こま}困りごと、
どんなサービスが受けられるの???

こま 困りごとの内容

- ① 福祉サービスを使いたいけど、どこに相談して、どうやって手続きをすれば良いかよく分からない。
- ② 光熱水費を払い忘れて、ライフラインを止められてしまうことが度々ある。
- ③ 大切な書類や通帳・印鑑をすぐに紛失してしまい、再発行を頻繁に行う。
- ④ 郵便物がたくさん来るけど、どんな手続きが必要なのか分からない。

りよう 利用するサービス

にちじょうせいかつ
日常生活自立支援事業

4p

しちょうそんしゃきょうどくじ じぎょう きんせんかんり
市町村社協独自事業の金銭管理
サービス、書類等預かりサービス
(市町村によってサービス内容が異なります)

- ⑤ 自宅を改修・売却したいけど、契約書の内容がよく理解できない。
- ⑥ お金を使う判断がうまくできず、親族にお金を管理されている。
- ⑦ どのような内容か理解できないままに契約をして、消費者被害や詐欺にあい、負債を抱えている。
- ⑧ 年金のほか、約1,000万円を超える貯金があるが、自分で管理できるかに不安がある。

せいねんこうけんせいど
**成年後見制度
法定後見**

11p

ほ じょ
「補助」
ほ さ
「保佐」
こう けん
「後見」

- ⑨ 今は大丈夫だけど、歳をとってからの金銭管理が心配。
- ⑩ 死後に備えて遺言書を作っておきたい。

せいねんこうけんせいど
**成年後見制度
任意後見**

13p

ざいさんかんり いにんけいやく
「財産管理委任契約」
にん い こうけんけいやく
「任意後見契約」
こうせいしゅうしよゆいごんさくせい
「公正証書遺言作成」など

判断能力の状態

日常生活の判断に不安がある

買い物ができる
契約行為もおおむね
理解できるが、不安がある

買い物ができる
重要な契約行為は
できない

買い物ができない
契約行為は
全くできない

判断能力
がある



不十分



著しく
不十分



欠く常況



死亡

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- ・様々な福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談
- ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行

金銭管理サービス（オプションサービス）

- ・福祉サービスの利用料金の支払い手続き
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き

書類等預かりサービス（オプションサービス）

- ・預金通帳、年金証書、権利書、契約書類、保険証書、実印や銀行印等
- ・その他社協が適当と認めたもの

利用にあたっての注意点

- 契約行為が理解できること
- ご本人の意思が確認できること



市町村社協独自事業

『補助』

『保佐』

『後見』



成年後見人等が選任され、
本人を法的に支援します。



財産管理委任契約

任意後見契約

任意後見契約（任意後見監督人選任）

公正証書遺言

遺言発効

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業

どんなことを支援してくれる事業なの？

この事業は、高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業です。

援助の内容は？

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供や専門家の紹介・助言、サービス申込み手続きの代行・同行・契約締結、福祉サービス実施状況の確認、安否のための見守りなどを行います。



金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



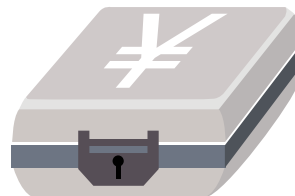
利用者本人に代わって、一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払い、福祉サービス等の利用料の支払い、年金手当てなどの受領確認を行います。

書類等預かりサービス

大切なハンコや証書などを安全な場所でお預かりします。

預金通帳、権利証書、保険証書、実印、銀行印等の書類などを安全に保管します。

※お預かりできないもの
宝石、書画、骨董品、
貴金属類、鍵など



対象となる方

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスのご利用や、金銭管理などがうまくできない方々が対象になります。



利用料金



ご相談は無料です。

ご相談や支援計画の作成にかかる費用はすべて無料です。

生活支援員がお手伝いするときに、
利用料と交通費がかかります。

利用料金は、1時間当たり**1,000円**です。

交通費は、1km当たり**20円**です。

*生活保護を受けている世帯は**無料**です。

相談の具体的な例

- 福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助などをして欲しい。
- 一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。
- 通帳や印鑑の保管に不安がある。
- 自分の知らないうちに預貯金が引き出されたり、年金が勝手に使われている。
- お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。



利用の手続きについて



ご相談の受付

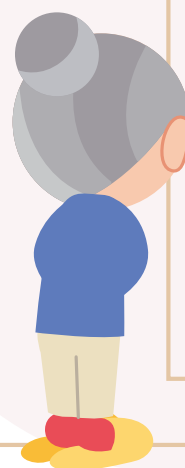
まず、お近くの社会福祉協議会に
ご連絡ください。

ご本人以外でも、ご家族など身近な
方、行政の窓口、民生委員などを通じ
てのお問い合わせにも対応します。

相談・お打ち合わせ

担当者がお伺いします。

専門的な知識を持った担当職員がご自宅
などを訪問し、お困りごとを伺います。
ご相談にあたってはプライバシーに配慮
し、秘密は必ず守ります。



契約書・支援計画の作成

お困りのことを一緒に考え、
支援計画をつくります。

どういうお手伝いが必要か、どんな
ことに困っているのかなど、ご希望を
お聞きして、その後で契約内容と支援
の仕方をご提案します。



利用を希望される方やご家族、関係者の皆様にお願ひ

この日常生活自立支援事業は、法律では「福祉サービス利用援助事業」ともいいます。対象となる皆様の一人でも多くの方にこの事業をご利用いただきたいと思いますと考えていますが、ご利用いただくためには次のことが大切になってきますので、特にご家族や関係者の皆様にご理解をいただきご協力をお願いします。

ご本人の意思が確認できること

この事業は、福祉サービスを利用する際の手続きや申請、日常的な金銭管理等、利用者の権利に深くかかわった援助をするため、あくまでもご本人(利用者)の意思が確認できることが利用の前提となります。

関係者や本人以外の方がよかれと思って、ご本人の意思確認がない状態で契約することはできません。



契約行為が理解できること

この事業における「契約行為」とは、ご本人(利用者)と社会福祉協議会の間で福祉サービス利用援助契約を締結することを行います。

家族や代理の方との契約を結ぶことはできません(ただし、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です)。

つまり、利用者はこの契約内容を理解されていなければ、契約行為は成立しないということになります。一方通行の契約は利用者にとって不利を生じさせることにもつながりかねません。契約は双方が対等の立場であることに重要な意味があると同時に、ご本人の意思を最大限に尊重していくことが大切と考えます。

ご契約



援助の開始

ご利用は契約を結んでからサービスが開始されます。

ご納得いただければ、利用者として社会福祉協議会とが、契約を結び、支援計画に沿って、生活支援員がお手伝い(有料)を行います。

私たち、社会福祉協議会が お手伝いします

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する公益性の
高い組織です。ご相談からサービスの提供にいたる
まで、社会福祉協議会の「専門員」「生活支援員」が
責任を持って援助します。また、援助の内容に不満
がありましたら、いつでも申し出ることができます。



● 専門員のしごと

お悩みごとの相談を受けて、ご本人の
意向をもとに適切な支援計画を作成し、ご
契約を交わし、常に利用者との意思疎通を
はかり支援をいたします。

● 生活支援員のしごと

契約の内容に沿って定期的に利用者の元
を訪問し、福祉サービスの利用手続きのお
手伝いや、預貯金の出し入れなどをお手
伝いします。

福祉サービス利用援助事業 Q&A

Q. 契約締結ができる能力とはどの程度
ですか？

A. “契約により自分がどんなサービスを受
けるのか理解できること”が重要なポイント
です。

利用者ご自身が、どのようなサービスを受
けるのかを理解し、サービスを利用したこと
による利用料を支払う必要があることを理解
できるかどうか重要です。実際は、基幹
的福祉協議会の専門員が契約締結ガイド
ラインに基づき、調査します。

Q. 契約はだれと結ぶのですか？

A. ご本人と社会福祉協議会で契約します。
この事業の契約は、利用者ご本人とお住ま
いの基幹的福祉協議会及び長野県社会福
祉協議会の三者により行います。

Q. この事業の解約はどのような場合に
できますか？

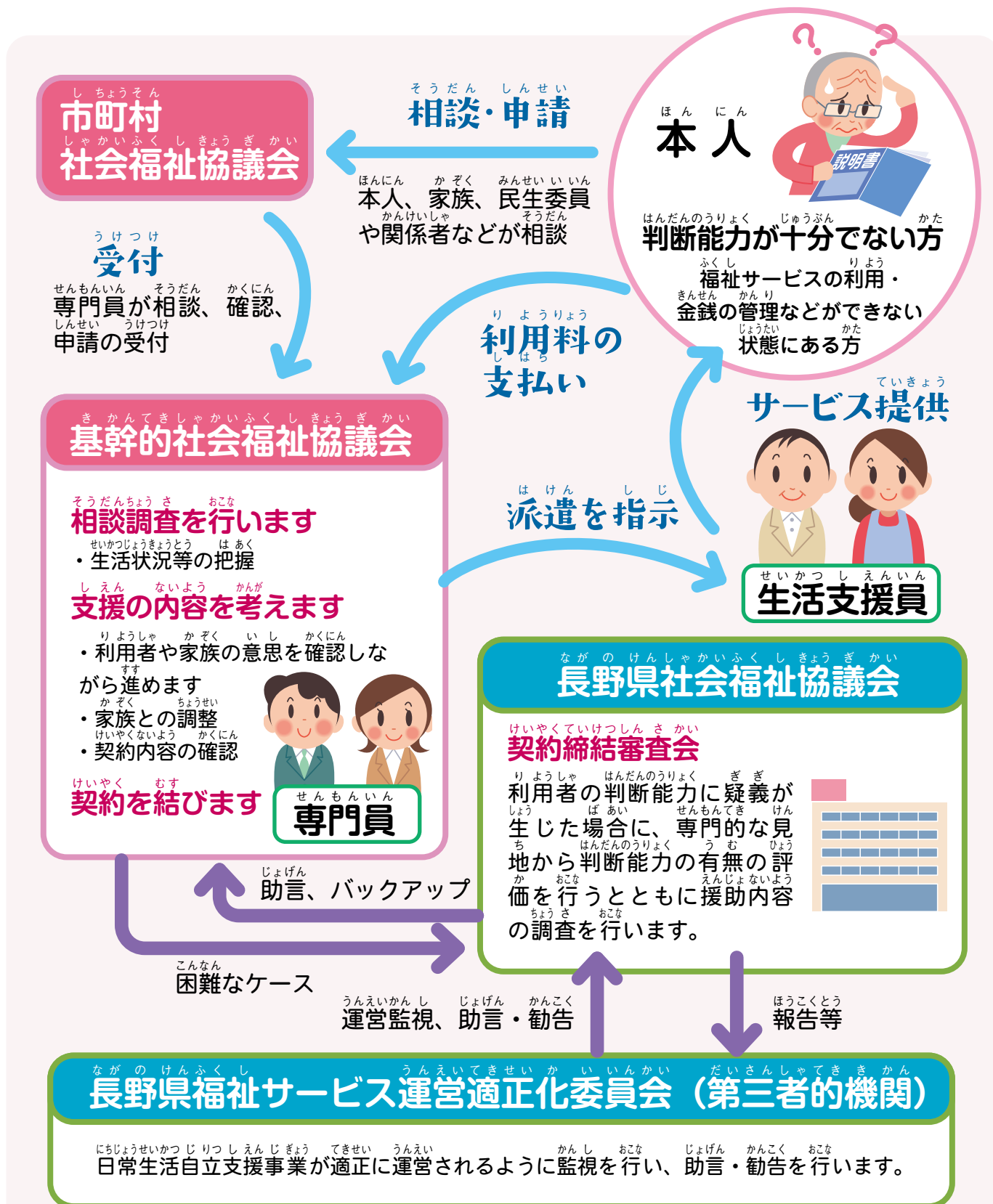
A. 利用者は、基幹的福祉協議会及び長野
県社会福祉協議会に解約を申し出て、契約
締結審査会の助言を得て、この契約を解約す
ることができます。

また、利用者が亡くなられた場合には、自
動的に解約となります。利用者が長期入院さ
れたり、施設に入所されたり、遠方に転居さ
れ本事業の援助が困難になった場合には、利
用者の状況を鑑みながら解約する場合があります。

さらに、利用者の判断能力が不十分とな
り、成年後見人が選任された場合には、契約
をいったん解約し、新たに後見人の方と本事
業を契約し直すことも可能です。

日常生活自立支援事業のしくみ・流れ

ご利用は、下図のしくみによって①から⑤の流れに沿って行われます。そして、利用者が安心してご利用いただけるために、契約締結審査会と運営適正化委員会が設置されています。



成年後見制度

成年後見制度

どんなことができる制度なの？



認知症、知的障がい、精神障がいなど精神上的の障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」と「任意後見制度」について

1 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な状態にある方を法的に保護・支援する制度です。

実際に保護が必要になった時、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が申立てを受けて成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任するもので、判断能力がどれくらい残っているかにより保護の類型が変わります。どれに該当するかは、最終的には家庭裁判所が判断します。

2 任意後見制度

現在、判断能力が十分な状態にある方が、将来に備えて利用する制度です。まだ判断能力があるうちに身上監護や財産管理についての代理権を与える契約を締結しておくもので、「転ばぬ先の杖」に例えられます。



成年後見制度

法定後見制度

判断能力が不十分な状態にある

補助

判断能力が
不十分

（めやす）
契約行為もおおむね理解できるが、不安がある



保佐

判断能力が
著しく不十分

（めやす）
物忘れが多く、重要な契約行為はできない



後見

判断能力が
全くない

（めやす）
家族の区別もつかなく、契約行為は全くできない



任意後見制度

判断能力が不十分な状態になる前に準備しておく

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、身上監護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。

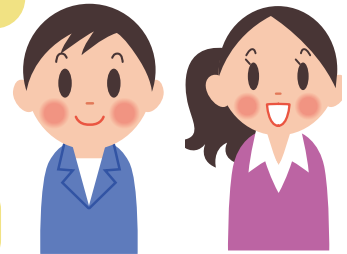
1

法定後見制度

すでに判断能力がない、あるいは著しく低下しているために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合または被害を未然に防ぐために利用する制度です。

どんな人が後見人等には選ばれるの？

成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。



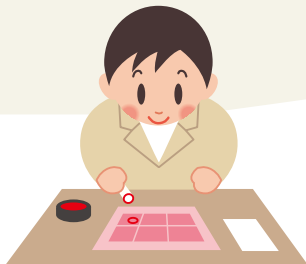
どんなことができる制度なの？

裁判所が決めた後見人は、本人に代わって次のことができます。
保佐人、補助人の権限は、家庭裁判所の判断により決められます。

身上監護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行う。

- 老人ホームなど介護施設の各種手続きや費用の支払い
- 障害福祉サービスの利用の手続き
- 定期的に訪問し生活状況を確認など



財産管理

本人に代わって財産の管理を行う。

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支の管理
- 不動産の管理・処分、貸地・貸家の管理
- 遺産相続の手続きなど



* 本人を保護する方法（成年後見人に与えられる法的な権限） *

同意権・取消権

後見人の同意なしに行った、本人の法律行為を取り消す（無効）にする権限

（例）本人が、成年後見人の同意なく行った100万円の布団の購入を取り消す。

※日用品の購入など日常生活に関することは取り消すことはできません。



代理権

後見人が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限

（例）本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。



申立て方法は？

住んでいる地域（本人の住所地を管轄する）の家庭裁判所に申立てをしてください。
申立てができる人は、「本人」のほかにも、「配偶者」「四親等内の親族」などです。
また、本人に判断能力が無く、親族がいない場合は市町村長が申立てを行います。

申立てに必要な書類、費用

必要な書類など

○申立書

○医師の診断書

○戸籍謄本 等が必要になります。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

ながのかていさいばんしょホームページ
長野家庭裁判所HP

けんさく
検索

費用

○収入印紙（申立用） 800円

○収入印紙（登記嘱託用） 2,600円

○郵便切手 ※具体的な郵便切手の額や枚数については、申立てをする家庭裁判所に確認して下さい。

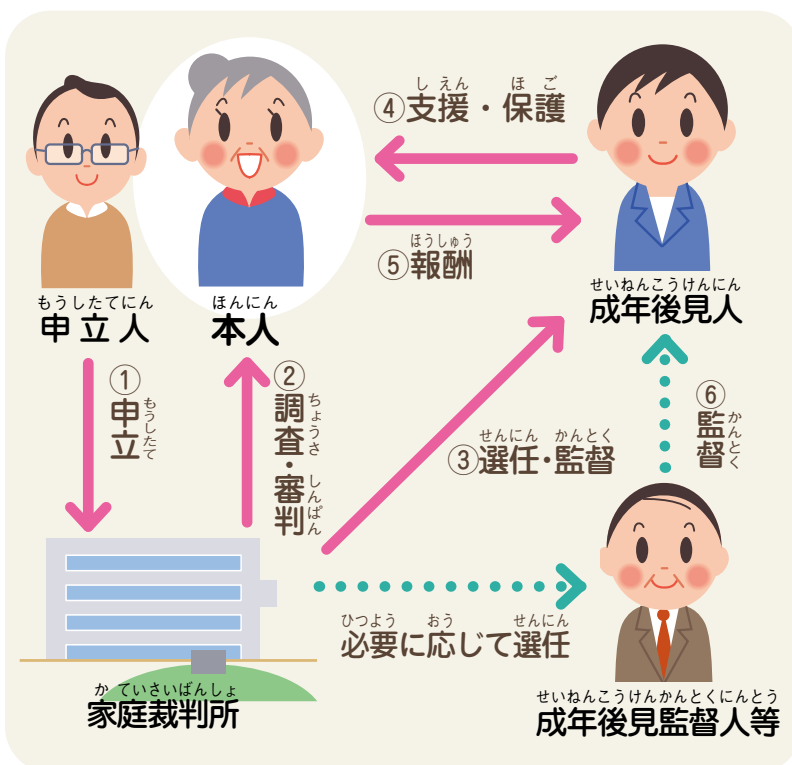
○鑑定費用

鑑定が行われるとき必要になります。ケースによって差はありますが、ほとんどは10万円以下となっています。

報酬について

成年後見人、保佐人、補助人の報酬は、成年後見人等から申立てがあった場合に、本人の財産や援助内容等に応じて家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。また、報酬は本人の財産の中から支払われます。

「法定後見制度」利用の流れ



* 後見人ではできないこと *

- 1 その人だけに効果が生じ、他人には譲渡できないもの
(例：結婚、離婚、養子縁組、運転免許などの資格取得、遺言など)
- 2 施設の入所や入院にかかる保証人・身元引受人
- 3 医療行為に対する同意
- 4 本人の死亡後の法律行為
後見人の権限は本人の死亡と同時に消滅します。
※本人の火葬・埋葬に関する契約や相続財産の保全に必要な行為については一定の要件のもとに認められる場合があります。
- 5 本人が希望しない施設への入所、入院やリハビリの強要

2 任意後見制度

将来判断能力が低下した時に備えて、財産の管理などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人を事前に選任し、その内容（代理権）と方法を決めておく方法です。

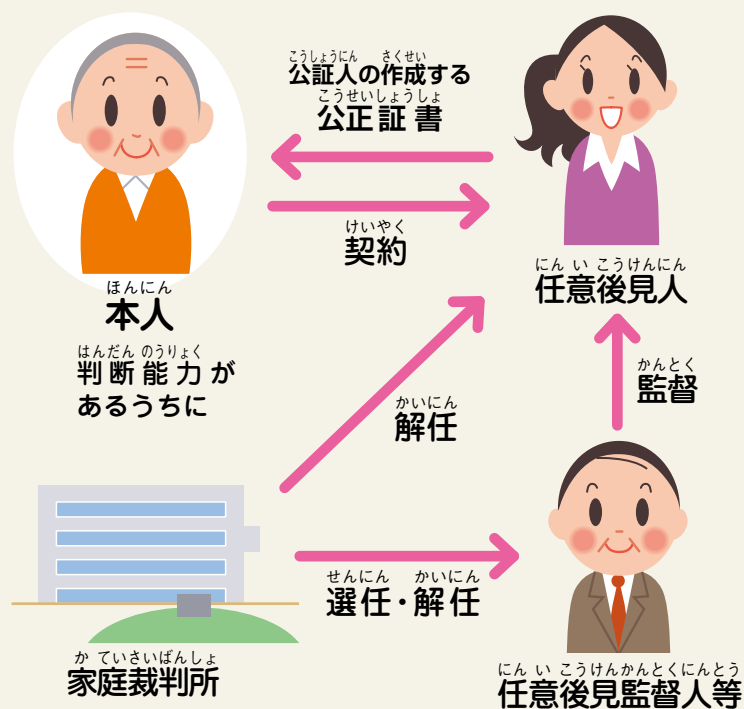
契約方法は？

- 相談・公正証書の作成は「公正役場」で行います。
- 公証人が作成する公正証書により「任意後見契約」を結ぶことで利用できます。
- 判断能力の低下が顕著になり始め任意後見契約の効力を生じさせる必要が生じた場合には、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任の申立」を行い、監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。
- 任意後見人には任意後見契約で定められた代理権のみ与えられます（同意権や取消権は与えられません）。

任意後見契約公正証書の作成に必要な費用は？

- ◎ 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- ◎ 登記嘱託料 1,400円
- ◎ 登記所に納付する印紙代 2,600円
- ◎ その他 証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

「任意後見制度」利用の流れ



～公証事務について～

◎ 財産管理委任契約

本人に判断能力はあるが、加齢や病気で自分の財産管理ができない場合、財産管理に関する事務を委任するという契約を結ぶもの。

◎ 公正証書遺言

公証人の面前で、遺言の内容を口述し、それに基づき公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめた遺言。

せいねんこうけん し えん どうかんけいれんらくさき
成年後見支援センター等関係連絡先

こうけん し えん 後見支援センター	たいしょう ちいき 対象地域	でんわばんごう 電話番号
ながの し せいねんこうけん し えん 長野市成年後見支援センター	ながの し 長野市	026-225-0153
まつもと し しゃかいふくしきょうぎかい 松本市社会福祉協議会 せいねんこうけん し えん 成年後見支援センターかけはし	まつもと し あづみの し おみむら 松本市、安曇野市、麻績村、 いづさかむら やまがたむら あさひむら ちくほくむら 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-88-6699
かみ い な せいねんこうけん 上伊那成年後見センター	い な し こまがねし 伊那市、駒ヶ根市、 かみ い な ぐんないちようそん 上伊那郡内町村	0265-96-8008
じょうしょうけんいきせいねんこうけん し えん 上小圏域成年後見支援センター	うえだ し どうみ し ちいさがたぐんちようそん 上田市、東御市、小県郡町村	0268-27-2091
さく せいねんこうけん し えん さく成年後見支援センター	さく し こもろし みなみさくぐん 佐久市、小諸市、南佐久郡、 きた さくぐんないちようそん 北佐久郡内町村	0267-64-5255
しおじり し せいねんこうけん し えん 塩尻市成年後見支援センター	しおじり し 塩尻市	0263-53-7564
いいだ せいねんこうけん し えん いいだ成年後見支援センター	いいだ し しもい なぐんないちようそん 飯田市、下伊那郡内町村	0265-53-3187
けんりようご 権利擁護センターかるいざわ	かるい ざわまち 軽井沢町	0267-45-8113 080-9984-9243 (直通電話)
ちくま し せいねんこうけん し えん 千曲市成年後見支援センター	ちくま し 千曲市	026-276-2687
ほくしんけんいきけん りようご 北信圏域権利擁護センター	なかの し いいやまし やまの うちまち 中野市、飯山市、山ノ内町、 きじまだいらむら の ざわおんせんむら さかえむら 木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-26-2266
きた せいねんこうけん し えん 北アルプス成年後見支援センター	おおまち し きたあづみぐんないちようそん 大町市、北安曇郡内町村	0261-22-1550
さか き まちせいねんこうけん し えん 坂城町成年後見支援センター	さか き まち 坂城町	0268-82-2551
ちの し はらむらせいねんこうけん し えん 茅野市・原村成年後見支援センター	ちの し はらむら 茅野市・原村	0266-73-4431
すわし しもすわまちせいねんこうけん し えん 諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター	すわし しもすわまち 諏訪市・下諏訪町	0266-54-2155
おかや し せいねんこうけん し えん 岡谷市成年後見支援センター	おかや し 岡谷市	0266-24-2121

ながの かていさいばんしょ れんらくさき
長野家庭裁判所の連絡先

かていさいばんしょめい 家庭裁判所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
ながの かていさいばんしょ 長野家庭裁判所	380-0846	ながの し あさひまち 長野市 旭町 1108	026-403-2038
うえだ し ぶ 上田支部	386-0023	うえだ し ちゅうおうにし 上田市 中央西 2-3-3	0268-40-2203
さく し ぶ 佐久支部	385-0022	さく し いわむらだ 佐久市 岩村田 1161	0267-67-1532
まつもと し ぶ 松本支部	390-0873	まつもと し まる うち 松本市 丸の内 10-35	0263-32-3044
すわし し ぶ 諏訪支部	392-0004	すわし すわ 諏訪市 諏訪 1-24-22	0266-52-9217
いいだ し ぶ 飯田支部	395-0015	いいだ し えどまち 飯田市 江戸町 1-21	0265-22-0186
いな し ぶ 伊那支部	396-0026	いな し にしまち 伊那市 西町 4841	0265-72-2757

けんない こうしょうやく ば れんらくさき
県内の公証役場の連絡先

こうしょうやく ば 公 証 役 場	ゆうびんばんごう 郵便番号	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
ながの こうどう 長野合同	380-0872	ながの し おおあざみなみながの つましな ながの ほうりつ 長野市大字 南 長野妻科 437-7 長野法律ビル 1 階	026-234-8585
うえ だ 上 田	386-0023	うえ だ し ちゅうおうにし せいめいうえ だ 上田市中央西 1-15-32 フコク生命上田ビル 3 階	0268-22-5477
まつ もと 松 本	390-0874	まつもと し おおて かい 松本市大手 2-5-1 モモセビル 3 階	0263-35-6309
す わ 諏 訪	392-0026	す わ し おおて しなの かい 諏訪市大手 2-17-16 信濃ビル 3 階	0266-53-4641
いい だ 飯 田	395-0033	いい だ し と き わ ま ち はん い しんりんくみあい かい 飯田市常盤町 30 飯伊森林組合ビル 2 階	0265-23-6502
い な 伊 那	396-0015	い な し ちゅうおう くぼ た かい 伊那市中央 4907-4 久保田ビル 2 階	0265-73-8622
さ く 佐 久	385-0027	さ く し さ く だいらえききた ふじ かい 佐久市佐久平 駅北 26-7 藤ビル 2 階	0267-54-8305

せいねんこうけん かんれんせい ふか せんもんしよくだんたい
成年後見に関連性の深い専門職団体

● ながの けんべんご し かい こうれいしゃ しょうがいしゃそうごう し えん ながの
長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」

でん わ 026-232-2104
電 話
うけつけにちじ げつようび きんようび
受付日時 月曜日から金曜日 10:00～16:00

● こうえきしゃだんほうじんせいねんこうけん リーガルサポートながの
公益社団法人成年後見センター リーガルサポートながの

せんようでん わ 026-232-2110
専用電話
そうだんたいおう まいしゅうもくようび
相談対応 毎週木曜日 12:00～15:00
じ む きょく 026-232-7492
事務局

● こうえきしゃだんほうじんながの けんしゃかいふく し し かい けんりようご
公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ ながの」

でん わ 026-266-0294
電 話
そうだんたいおう げつようび きんようび
相談対応 月曜日から金曜日 9:00～17:00

● いっぱんしゃだんほうじん せいねんこうけん ながの けんぎょうせいしよ し かい
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター「コスモスしなの」(長野県行政書士会)

でん わ 026-227-8106
電 話
そうだんたいおう げつようび きんようび
相談対応 月曜日から金曜日 9:00～17:00



はっこう しゃかいふく し ほうじん ながの けんしゃかいふく し きょう ぎ かい
発行: 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

〒380-0936 ながの しながごしよおかだ
長野市中御所岡田98-1
TEL. 026-226-2036 FAX. 026-291-5180

2021年3月発行 4版 イラスト・田之脇篤史



にちじょうせいかつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業については、お近くの市町村社会福祉協議会、

き かんてきしゃかいふくしききょうぎかい

または基幹的社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。

ちか

し ちょうそんしゃかいふくしききょうぎかい

き がる

そうだん

れいわ ねん がつ にちげんざい
令和3年4月1日現在



す ちいき お住まいの地域	き かんてきしゃかいふくしききょうぎかい 基幹的社会福祉協議会	じゅう しょ 住 所	ゆうびんばんごう でんわ ばんごう 郵便番号・電話番号
さく し みな さく ぐん 佐久市／南佐久郡	さく し しゃかいふくしききょうぎかい 佐久市社会福祉協議会	さく し とりで まち 佐久市取出町 183 の ざわかい かんない 野沢会館内	〒 385-0043 0267-64-2426
こもろ し きた さく ぐん 小諸市／北佐久郡	こもろ し しゃかいふくしききょうぎかい 小諸市社会福祉協議会	こもろ し よら まち 小諸市与良町 6-5-1	〒 384-0006 0267-31-5531
うえ だ し ちいさがたぐん 上田市／小県郡	うえ だ し しゃかいふくしききょうぎかい 上田市社会福祉協議会	うえ だ し ちゅうおう 上田市中央 3-5-1 し ふれあい ふくし ない 市ふれあい福祉センター内	〒 386-0012 0268-27-2025
とう み し 東御市	とう み し しゃかいふくしききょうぎかい 東御市社会福祉協議会	とう み し くら かけ 東御市鞍掛 197 し そうごう ふくし ない 市総合福祉センター内	〒 389-0502 0268-62-4455
おか や し しも す わ まち 岡谷市／下諏訪町	おか や し しゃかいふくしききょうぎかい 岡谷市社会福祉協議会	おか や し おさち ごんげん ちやう 岡谷市長地権現町 4-11-50 し そうごう ふくし ない おかも総合福祉センター内	〒 394-0081 0266-24-2121
す わ し 諏訪市	す わ し しゃかいふくしききょうぎかい 諏訪市社会福祉協議会	す わ し こ わ た 諏訪市小和田 19-3 し そうごう ふくし ない 市総合福祉センター内	〒 392-0024 0266-52-2508
ち の し 茅野市／ ふ じ み まち はらむら 富士見町・原村	ち の し しゃかいふくしききょうぎかい 茅野市社会福祉協議会	ち の し つか はら 茅野市塚原 2-5-45 し ひ と ・ まち プラザ ない 市ひと・まちプラザ内	〒 391-0002 0266-73-4431
い な し 伊那市／ たつの まち みなみみの わ むら 辰野町・箕輪町・南箕輪村	い な し しゃかいふくしききょうぎかい 伊那市社会福祉協議会	い な し やま であ 伊那市山寺 298-1 し ふく し ない 市福祉まちづくりセンター内	〒 396-0023 0265-73-2541
こま が ね し 駒ヶ根市／ いいじま ち なかがわ むら みやだ むら 飯島町・中川村・宮田村	こま が ね し しゃかいふくしききょうぎかい 駒ヶ根市社会福祉協議会	こま が ね し なし き 駒ヶ根市梨の木 2-25 し ふれあい センター ない 市ふれあいセンター内	〒 399-4103 0265-81-5900
いい だ し しも い な ぐん 飯田市／下伊那郡	いい だ し しゃかいふくしききょうぎかい 飯田市社会福祉協議会	いい だ し ぎんざ ちやうめ ばん ち 飯田市銀座3丁目7番地 ぎんざ ぼりばた 銀座堀端ビル 2F	〒 395-0031 0265-53-3187
き そ ぐん 木曽郡	き そ まち しゃかいふくしききょうぎかい 木曽町社会福祉協議会	き そ ぐん き そ まち ひよし 木曽郡木曽町日義 1600-1 ひ よし こうみん かん ない 日義公民館内	〒 399-6101 0264-26-1116
まつもと し 松本市／ お み むら いくさかむら ちくほくむら 麻績村・生坂村・筑北村	まつもと し しゃかいふくしききょうぎかい 松本市社会福祉協議会	まつもと し ふた ば 松本市双葉 4-16 し そうごう しゃかいふくし ない 市総合社会福祉センター内	〒 390-0833 0263-27-3381
しおじり し やまがたむら あさひむら 塩尻市／山形村／朝日村	しおじり し しゃかいふくしききょうぎかい 塩尻市社会福祉協議会	しおじり し だいもん 塩尻市大門 6-4-6 し ほけんふくし ない 市保健福祉センター内	〒 399-0786 0263-52-2795
あづみの し 安曇野市	あづみの し しゃかいふくしききょうぎかい 安曇野市社会福祉協議会	あづみの し とよしな 安曇野市豊科 4160-1	〒 399-8205 0263-72-1871
おおまち し きたあづみぐん 大町市／北安曇郡	おおまち し しゃかいふくしききょうぎかい 大町市社会福祉協議会	おおまち し おおまち 大町市大町 1129 し そうごう ふくし ない 市総合福祉センター内	〒 398-0002 0261-22-1550
ながの し 長野市／ し な の まち いいづな まち おがわ むら 信濃町・飯綱町・小川村	ながの し しゃかいふくしききょうぎかい 長野市社会福祉協議会	ながの し つる が みどり ちやう 長野市鶴賀緑町 1714-5 し ふれあい ふくし ない 市ふれあい福祉センター内	〒 380-0813 026-225-0155
すざかし かみたかいぐん 須坂市／上高井郡	す ざかし しゃかいふくしききょうぎかい 須坂市社会福祉協議会	す ざかし おおあざ す ざか 須坂市大字須坂 476-1	〒 382-0074 026-214-2994
ちくまし さかきまち 千曲市／坂城町	ちくまし し しゃかいふくしききょうぎかい 千曲市社会福祉協議会	ちくまし し おおあざ と ぐら 千曲市大字戸倉 2388	〒 389-0804 026-276-2687
なかの し やまの うち まち 中野市／山ノ内町	なかの し しゃかいふくしききょうぎかい 中野市社会福祉協議会	なかの し おおあざ に し じやう 中野市大字西条 70-1 し ふく し ない 市福祉ふれあいセンター内	〒 383-0042 0269-26-3111
いいやまし 飯山市／ きじま だいら むら の ざわ おん せん むら さか むら 木島平村・野沢温泉村・栄村	いいやまし し しゃかいふくしききょうぎかい 飯山市社会福祉協議会	いいやまし し おおあざ いいやま 飯山市大字飯山 1211-1 し ふく し ない 市福祉センター内	〒 389-2253 0269-62-2840

そうだんうけつけ じ かん

相談受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時まで

げつよう び

きんよう び

しゅくじつ

ねんまつねん し

の ぞ

こ ぜん

じ

こ こ

じ